

# 「北海道真駒内養護学校いじめ防止基本方針」(概要版)



保護者の皆様へお願い

本校の取組にご協力をお願いします。

## いじめの定義と具体例



### <定義>

お子さんが「心身の苦痛を感じている」ものは、すべていじめです。

- ・からかい、悪口、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団での無視
- ・ぶつかる、たたくなどの暴力
- ・嫌なこと、恥ずかしいことの強要
- ・SNSでの誹謗中傷

## 学校の対策組織「いじめ防止委員会」(未然防止・早期発見)

- ・小さな情報もらさず共有・記録
- ・チームによる迅速な対応
- ・研修の実施



## いじめ「解消」の2つの条件

### ①行為が3ヶ月止まっていること



※解消後も、再発や心のケアのため日常的な観察を続けます。

### ②児童生徒が苦痛を感じていないこと



保護者の皆様へお願い

「何かおかしいな？」と感じることがあれば、どんなに小さなことでも、すぐに学校(副校長、教頭、担任、養護教諭)までご相談ください。学校と家庭のパイプを太くし、子どもたちの安全・安心を一緒に作っていきましょう。

## 家庭と地域との連携方針(学校評価やコミュニティスクールでの見直し)



Webページに基本方針を掲載するとともに、学期末の全体懇談会で保護者に報告します。

学校評価やコミュニティ・スクール等でご意見をいただき、速やかに改善・見直しを行います。